

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 5 月30日

【発行者名】 アリアンツ・グローバル・インベスターズ・
ゲーエムベーハー
(Allianz Global Investors GmbH)

【代表者の役職氏名】 業務執行役員 アレクサンドラ・アウアー
(Alexandra Auer)
業務執行役員 ルドヴィク・ロンバード
(Ludovic Lombard)
業務執行役員 インゴ・マイネルト
(Ingo Mainert)
業務執行役員 トマス・シンドラ
(Thomas Schindler)
業務執行役員 ペトラ・トラウツショルド
(Petra Trautschold)
業務執行役員 ビルテ・トレクナー
(Birte Trenkner)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60323 フランクフルト・アム・マイン
ボッケンハイマー ラントシュトラッセ 42-44
(Bockenheimer Landstraße 42-44, 60323 Frankfurt am
Main, The Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・
ファンド
(Allianz PIMCO High Yield Income Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】 20億3,600万米ドル(約3,019億円)を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算
は、2022年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電
信売買相場の仲値(1 米ドル = 148.26円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年5月30日付でファンドの設立地における英文目論見書および約款が改訂されましたので、2022年12月28日に提出した有価証券届出書（2023年3月31日付有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。）（以下「原届出書」といいます。）の記載事項に当該情報を反映するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

(前略)

2022年3月31日 修正ファンド約款効力発生

< 訂正後 >

(前略)

2022年3月31日 修正ファンド約款効力発生

2023年5月30日 修正ファンド約款効力発生

(3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

ファンドの 運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社 中央管理事務代行会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー (Allianz Global Investors GmbH)	1997年12月1日に保管受託銀行との間で締結されたファンド約款(2004年12月28日、2007年12月28日、2009年12月28日、2011年3月31日、2011年12月28日、2013年12月27日、2014年6月30日、2014年11月28日、2015年7月23日、2015年12月28日、2016年7月31日、2018年12月27日、2019年11月4日および2022年3月31日に修正済)に基づき、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻しを行う。また中央管理事務代行業務はルクセンブルグ支店を通じて行う。

(後略)

< 訂正後 >

ファンドの 運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社 中央管理事務代行会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー (Allianz Global Investors GmbH)	1997年12月1日に保管受託銀行との間で締結されたファンド約款(2004年12月28日、2007年12月28日、2009年12月28日、2011年3月31日、2011年12月28日、2013年12月27日、2014年6月30日、2014年11月28日、2015年7月23日、2015年12月28日、2016年7月31日、2018年12月27日、2019年11月4日、 <u>2022年3月31日および2023年5月30日に修正済</u>)に基づき、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻しを行う。また中央管理事務代行業務はルクセンブルグ支店を通じて行う。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

(前略)

ファンドの運用方法

ファンドは、委員会規則(EU)No.583/2010の第7条第1項(d)に基づき、ベンチマーク指数を参照して運用される。ファンドは、()ファンドのポートフォリオ構成の明示もしくは黙示の定義ならびに / または()ファンドのパフォーマンス目標およびパフォーマンス指標においてベンチマーク指数が役割を果たす場合、ベンチマーク指数を参照して運用される。

ファンドの受益証券クラスが特定の通貨に対してヘッジされる場合、各ベンチマーク指数もまたこの通貨に対してヘッジされる。

ファンドは、80%がJP Morgan EMBI Plus、20%がICE BofA US Treasury Current Coupon 5-Year (GA05)で、ベンチマーク指数を参照して運用される。ベンチマーク指数は、JPモルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーおよびICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドによって管理されている。JPモルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーおよびICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、欧州証券市場監督局(ESMA)によって管理されるベンチマーク・アドミニストレーター名簿に記載されている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの運用方法

ファンドは、委員会規則(EU)No.583/2010の第7条第1項(d)に基づき、ベンチマーク指数を参照して運用される。ファンドは、()ファンドのポートフォリオ構成の明示もしくは黙示の定義ならびに/または()ファンドのパフォーマンス目標およびパフォーマンス指標においてベンチマーク指数が役割を果たす場合、ベンチマーク指数を参照して運用される。

ファンドの受益証券クラスが特定の通貨に対してヘッジされる場合、各ベンチマーク指数もまたこの通貨に対してヘッジされる。

ファンドは、80%がJP Morgan EMBI Plus、20%がICE BofA US Treasury Current Coupon 5-Year (GA05) (ICE指数の算出には取引コストが反映されている。)で、ベンチマーク指数を参照して運用される。ベンチマーク指数は、JPモルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーおよびICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドによって管理されている。JPモルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーおよびICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、欧州証券市場監督局(ESMA)によって管理されるベンチマーク・アドミニストレーター名簿に記載されている。

(後略)

(2) 投資対象

<訂正前>

(前略)

変動性が大きく(デューレーションが長いことによるか、またはその他の要因によるかを問わない。)、流動性の低い資産には、一般に、高い担保掛け目が設定される。担保掛け目は、リスク管理部門の承認を得た上で定められるが、市況の変化に応じて変更されることがある。担保掛け目は、原取引の種類によって異なる場合がある。通常、株式は、主要な株式指数に含まれる場合にのみ担保として受け取られる。追加の(付加的)担保掛け目は、残存満期が10年を超える債券に適用される。追加の(付加的)担保掛け目は、担保として受け取られた、その通貨がファンドの基準通貨とは異なる現金または証券に適用される。

ファンドの投資は、市場リスクおよび市場の変動にさらされるため、投資目的が達成されるという保証は存在しない。より具体的には投資家は以下に留意すべきである。

(中略)

投資家プロフィール

ファンドは、一般的な資産形成または資産の最適化の目的を追求する投資家を対象としている。ファンドは、短期間のうちにファンドから元本を引き出すことを望む投資家には適さない可能性がある。ファンドは、金融商品についての高度な知識または経験を有する投資家を対象としている。投資予定者は、経済的損失を負担することができる者であるべきであり、元本の保護を重要視するべきではない。リスク評価については、ウェブページ<https://regulatory.allianzgi.com>を参照されたい。

<訂正後>

（前略）

変動性が大きく(デュレーションが長いことによるか、またはその他の要因によるかを問わない。)、流動性の低い資産には、一般に、高い担保掛け目が設定される。担保掛け目は、リスク管理部門の承認を得た上で定められるが、市況の変化に応じて変更されることがある。担保掛け目は、原取引の種類によって異なる場合がある。通常、株式は、主要な株式指数に含まれる場合にのみ担保として受け取られる。追加の(付加的)担保掛け目は、残存満期が10年を超える債券に適用される。追加の(付加的)担保掛け目は、担保として受け取られた、その通貨がファンドの基準通貨とは異なる現金または証券に適用される。

リスク要因

ファンドの投資は、市場リスクおよび市場の変動にさらされるため、投資目的が達成されるという保証は存在しない。より具体的には投資家は以下に留意すべきである。

（中略）

投資家プロフィール

ファンドは、一般的な資産形成または資産の最適化の目的を追求する投資家を対象としている。ファンドは、4年以内にファンドから元本を引き出すことを望む投資家には適さない可能性がある。ファンドは、金融商品についての高度な知識または経験を有する投資家を対象としている。投資予定者は、経済的損失を負担することができる者であるべきであり、元本の保護を重要視するべきではない。リスク評価については、ウェブページ<https://regulatory.allianzgi.com>を参照されたい。

(5) 投資制限

<訂正前>

ファンド約款に従い、ファンド資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守する。

（中略）

．管理会社はファンドのために、

1．分割払い込み証券の購入に関連して、合計してセクション に定める借入金を含めてファンドの純資産の10パーセントを超える負債を負ってはならない。

2．第三者に資金を貸し付け、または第三者の保証人を務めてはならない。

3．譲渡につき契約による制限が適用される証券を取得してはならない。

4．不動産に投資してはならない(ただし、不動産担保证券もしくは不動産担保短期金融商品もしくはそれらの投資対象についての持分または(不動産投資信託のような)不動産に投資する会社が発行する有価証券もしくは短期金融商品への投資およびそれらの投資対象についての持分への投資はすることができる。)。商品または商品契約を売買してはならない。

5．貴金属または貴金属に関する証書を取得してはならない。

6．ファンドの資産に担保権を設定し、担保として譲渡し、または引き渡してはならない。ただし、約款に基づいて許可された取引の枠内で必要な場合はこの限りではない。上記の担保に関する取決めは店頭取引にも適用される。

7．証券、短期金融商品または対象ファンドの受益証券の空売りを行ってはならない。

8．利害関係人との取引制限

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

(後略)

< 訂正後 >

ファンド約款に従い、ファンド資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守する。

(中略)

．管理会社はファンドのために、

1．分割払い込み証券の購入に関連して、合計してセクション に定める借入金を含めてファンドの純資産の10パーセントを超える負債を負ってはならない。

2．第三者に資金を貸し付け、または第三者の保証人を務めてはならない。

3．譲渡につき契約による制限が適用される証券を取得してはならない。

4．不動産に投資してはならない(ただし、不動産担保证券もしくは不動産担保短期金融商品もしくはそれらの投資対象についての持分または(不動産投資信託のような)不動産に投資する会社が発行する有価証券もしくは短期金融商品への投資およびそれらの投資対象についての持分への投資はすることができる。)。

5． 商品または商品契約を売買してはならない。

6． 貴金属または貴金属に関する証書を取得してはならない。

7． ファンドの資産に担保権を設定し、担保として譲渡し、または引き渡してはならない。ただし、約款に基づいて許可された取引の枠内で必要な場合はこの限りではない。上記の担保に関する取決めは店頭取引にも適用される。

8． 証券、短期金融商品または対象ファンドの受益証券の空売りを行ってはならない。

9． 利害関係人との取引制限

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

(後略)

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

< 訂正前 >

（前略）

一括報酬には、以下の報酬および費用が含まれる。これらは別途ファンドの負担とはならない。

（中略）

- 目論見書、約款、重要投資家情報書類、年次報告書、半期報告書および(もしある場合には)中間報告書、その他の報告書および受益者宛通知の作成(翻訳を含む。)ならびに送付費用
- 目論見書、約款、重要投資家情報書類、年次報告書、半期報告書および(もしある場合には)中間報告書、その他の報告書および受益者宛通知、課税情報、申込みおよび買戻し価格の公表に掛かる費用ならびに受益者宛正式告知の費用
- 監査人によるファンドの監査費用
- 公衆に対する販売のための受益証券の登録費用および/または当該登録の維持費用
- 券面および(もしある場合には)クーポン作成ならびにクーポン更新費用
- 支払事務代行および情報提供代行報酬

支払事務代行報酬は、申込人のための申込注文の登録事務・名義書換事務代行会社への送付、受益者への買戻請求の仲介の対価として、支払事務および情報提供代行会社に支払われる。また、買戻し、分配およびその他支払いから得られる収益ならびに発行価格・買戻価格も支払事務代行会社を通じて支払われることがある。

また、支払事務代行および情報提供代行報酬は、一口当り純資産価格の提供に関する業務の対価として、支払事務および情報提供代行会社に支払われる。

情報提供代行報酬は、約款、契約書、ファンドの報告書、英文目論見書およびKIID(重要事項説明書)等の写しの提供の対価として、支払事務および情報提供代行会社に支払われる。

- 国内外で認められている格付け会社によるファンド評価の費用。
- ファンドの設定に掛かる費用

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

一括報酬には、以下の報酬および費用が含まれる。これらは別途ファンドの負担とはならない。

（中略）

- 目論見書、約款、主要情報文書、年次報告書、半期報告書および(もしある場合には)中間報告書、その他の報告書および受益者宛通知の作成(翻訳を含む。)ならびに送付費用
- 目論見書、約款、主要情報文書、年次報告書、半期報告書および(もしある場合には)中間報告書、その他の報告書および受益者宛通知、課税情報、申込みおよび買戻し価格の公表に掛かる費用ならびに受益者宛正式告知の費用

- 監査人によるファンドの監査費用
- 公衆に対する販売のための受益証券の登録費用および／または当該登録の維持費用
- 券面および(もしある場合には)クーポン作成ならびにクーポン更新費用
- 支払事務代行および情報提供代行報酬

支払事務代行報酬は、申込人のための申込注文の登録事務・名義書換事務代行会社への送付、受益者への買戻請求の仲介の対価として、支払事務および情報提供代行会社に支払われる。また、買戻し、分配およびその他支払いから得られる収益ならびに発行価格・買戻価格も支払事務代行会社を通じて支払われることがある。

また、支払事務代行および情報提供代行報酬は、一口当り純資産価格の提供に関する業務の対価として、支払事務および情報提供代行会社に支払われる。

情報提供代行報酬は、約款、契約書、ファンドの報告書、英文目論見書および主要情報文書等の写しの提供の対価として、支払事務および情報提供代行会社に支払われる。

- 国内外で認められている格付け会社によるファンド評価の費用。
- ファンドの設定に掛かる費用

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(a) 海外における申込手続き等

< 訂正前 >

（前略）

FATCAに基づく米国の源泉徴収税および報告義務

追加雇用対策法の外国口座税務コンプライアンス規定(以下「FATCA」という。)は、通常、米国源泉の収益(他の種類の収益の中でも、特に、配当および利息を含む。)および米国源泉の収益を生み出す、資産の売却または処分による総手取金に対し、米国の連邦報告義務および源泉徴収税を課す。かかる規定は、特定の米国人が特定の非米国口座および非米国企業を直接および間接に保有した場合に米国内国歳入庁に報告することを義務付けるべく定められた。管理会社は、受益者が要求された特定の情報を提供することを怠った場合、かかる非遵守受益者について、30%の源泉徴収税を課すことを義務付けられる可能性がある。かかる規定は、通常、2014年7月1日以降に行われた特定の支払いに対し、適用されるものとする。

ルクセンブルグは、アメリカ合衆国との間において、政府間協定(以下「IGA」という。)を締結した。IGAに基づき、ルクセンブルグの新たな税法、報告規定および慣習に基づきFATCAの遵守が実行される予定である。

管理会社は、かかる規定を遵守するために、受益者から追加の情報を要求する可能性がある。受益証券購入予定者は、自身に適用される可能性のあるFATCAに基づく義務について、自身の税務アドバイザーに相談すべきである。管理会社は、FATCA、関連する政府間協定またはその他の適用され得る法令を遵守するために必要であれば、投資家から得た(または投資家に関する)情報、証明書またはその他の文書を米国内国歳入庁、非米国税務当局、またはその他の当事者に開示することができるものとする。受益証券購入予定者は、FATCAの適用可能性および見込み投資家自身の状況に関するその他の報告義務に関し、自身の税務アドバイザーに相談すべきである。

<訂正後>

（前略）

FATCAに基づく米国の源泉徴収税および報告義務

追加雇用対策法の外国口座税務コンプライアンス規定(以下「FATCA」という。)は、通常、米国源泉の収益(他の種類の収益の中でも、特に、配当および利息を含む。)および米国源泉の収益を生み出す、資産の売却または処分による総手取金に対し、米国の連邦報告義務および源泉徴収税を課す。かかる規定は、特定の米国人(例えば、米国民および米国居住者または米国で組成もしくは米国法もしくは米国州法に基づき組成されたパートナーシップ、法人もしくは信託)が特定の非米国口座および非米国企業を直接および間接に保有した場合に米国内国歳入庁に報告することを義務付けるべく定められた。管理会社は、受益者が要求された特定の情報を提供することを怠った場合、かかる非遵守受益者について、30%の源泉徴収税を課すことを義務付けられる可能性がある。かかる規定は、通常、2014年7月1日以降に行われた特定の支払いに対し、適用されるものとする。

ルクセンブルグは、アメリカ合衆国との間において、政府間協定(以下「IGA」という。)を締結した。IGAに基づき、ルクセンブルグの新たな税法(2015年7月24日法によりルクセンブルグ法に移行済)、報告規定および慣習に基づきFATCAの遵守が実行される予定である。

管理会社は、かかる規定を遵守するために、受益者から追加の情報を要求する可能性がある。受益証券購入予定者は、自身に適用される可能性のあるFATCAに基づく義務について、自身の税務アドバイザーに相談すべきである。管理会社は、FATCA、関連する政府間協定またはその他の適用され得る法令を遵守するために必要であれば、投資家から得た(または投資家に関する)情報、証明書またはその他の文書を米国内国歳入庁、非米国税務当局、またはその他の当事者に開示することができるものとする。受益証券購入予定者は、FATCAの適用可能性および見込み投資家自身の状況に関するその他の報告義務に関し、自身の税務アドバイザーに相談すべきである。状況に変更が生じた場合、受益者または仲介人は30日以内に管理会社に通知しなければならない。

3 資産管理等の概要

(5) その他

< 訂正前 >

（前略）

(b) 約款

直近の変更は2022年3月31日に発効した。ルクセンブルグ商業および法人登記所への預託通知はルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(以下「RESA」という。)に公告される。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(b) 約款

直近の変更は2023年5月30日に発効した。ルクセンブルグ商業および法人登記所への預託通知はルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(以下「RESA」という。)に公告される。

（後略）